

2008年11月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

診療契約に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2008年11月4日付けで諮問（第351号）された診療契約に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 制度の趣旨

分娩時の医療事故では、過失の有無についての判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つになっている。

このため、分娩により重度の脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺の原因分析、再発防止を講ずることにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の向上を図ることを目的として、「産科医療補償制度」が創設された。

本制度は、国の主導により進められ、公的な性格を有している制度であり、また、本制度に未加入であったことにより脳性麻痺児が補償を受けることができないという事態を防ぐために、すべての分娩機関が本制度に加入することが望まれているため、当院としても参加するものである。

なお、2009年1月1日以降生まれる児から補償の対象となる。

(2) 制度の内容

ア 補償の対象

補償の対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児で、次の基準を満たす者である。

(ア) 出生体重が2,000g以上かつ在胎週数33週以上

(イ) 身体障害者等級1・2級相当の重症者

ただし、先天性要因等の除外基準に該当するものは除かれる。

また、これら以外であっても、在胎28週以降の児については、個別審査により補償の対象となる場合もある。

イ 補償金額

区分	回数	補償金額	補償内容
準備一時金	1回	600万円	看護・介護を行うための基盤整備のための資金
補償分割金	20回	年120万円	看護・介護費用として毎年定期的に支給

ウ 掛金（1分娩あたり）

分娩機関は、掛金として、1分娩あたり30,500円を負担する。

ただし、インターネットを通じて妊産婦登録等の事務が可能となる「Webシステム」を導入する場合、掛金は1分娩あたり30,000円となる。

(3) 事務の流れ

ア 妊娠5ヶ月を経過する妊産婦に、原則、胎児22週までに3枚複写になっている登録証への記入依頼をして、1枚目の登録証（妊産婦用）を妊産婦へ交付する。その際、別添「妊産婦向けリーフレット」を用いて、制度の概要及び個人情報の取り扱いについて説明する。

イ 2枚目の登録証（分娩機関用控）に基づき、Webシステムで妊産婦情報を登録し、登録証（分娩機関用控）は、鍵がかかるキャビネットに分娩後5年間（※）保管する。

※ 補償申請の申請期間は、児が満1歳の誕生日以降、満5歳の誕生日となるため。

ウ 3枚目の登録証（運営組織用控）は、月まとめで(財)日本医療機能評価機構へ送付する。

エ 妊産婦が出産等で分娩管理を終えた際、妊産婦情報の更新をWebシステムにて行う。

(4) Webシステムによる登録について

ア Webシステムのメリット

(ア) Webシステムで妊産婦情報を登録することにより、1分娩あたりの掛金が30,500円から30,000円に減額となる。(年間約30万円の削減効果。)

(イ) 出産後に分娩結果を運営機構に報告する際に、妊産婦情報を容易に検索することができるので、事務の正確性、効率化を図ることができる。

イ Webシステムに登録する情報

以下の妊産婦記入項目と分娩機関記入項目をWebシステムで登録する。

(ア) 妊産婦記入項目

- a 記入日
- b 氏名・フリガナ
- c 生年月日
- d 電話番号
- e 分娩予定年月日
- f 分娩予定胎児数

(イ) 分娩機関記入項目

- a 登録区分
- b 分娩区分
- c 妊産婦登録遅延理由※
- d 転院日(他の医療機関から転院してきた場合のみ)
- e 転院元分娩機関名(同上)

※ 妊産婦情報の登録は、原則在胎週数22週以内に行わなければならないが、新規登録時に在胎週数が22週を超えている場合には、遅延理由が必要となる。

(ウ) 情報の更新

妊産婦情報を更新により、毎月の掛金が自動的に計算されるので、以下の項目いずれかを選択する定期的な更新が必要になる。

・妊産婦状況の項目

- ア 分娩済
- イ 胎児死亡
- ウ 転院
- エ 不明
- オ 補償開始前の分娩

(エ) Webシステムのセキュリティー対策

- a 操作を行う際には、必ず証明書である「USBキー」、パスワード等

の入力が必要となる。パスワードは、登録作業または更新作業を行う特定の職員のみ伝える。

- b 「USBキー」は手提げ金庫に保管し、使用するときには「USBキー使用簿」に所属、氏名を記載して管理する。また、夜間はその手提げ金庫を警備室に預け、保管する。
- c データ通信は安全性の高い認証局の「SSL」方式で行い、データを暗号化することにより、外部への情報漏洩を防ぐことができる。
- d データセンターでは、入退室カードによる入退室管理を実施しており、入退室のたび監視センターに情報が行き、状況をカメラによりモニタリングしている。また、ユーザID、パスワードでユーザ認証を必要とし、ユーザIDの利用期限を設けるなどのセキュリティーを実施している。
- e Webシステムの運用は、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市民病院情報セキュリティーポリシーに基づいて行い、Webシステムへのアクセスは藤沢市民病院医事担当事務室内に設置した1台のパソコンに限定する。また、システム利用者に対して、妊産婦情報の登録作業前に「USBキー」及びパスワードの取扱について注意喚起をする。

(5) 実施時期

2008年11月13日以降

(6) 提出資料

- ア 登録証「妊産婦用」，「分娩機関用」，「運営組織用」
- イ 妊産婦向けリーフレット
- ウ 盗聴・不正アクセス防止概略図
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関の説明によれば、Webシステムを導入した場合、登録を紙ベースで行う場合に比べ、出産後に分娩結果を運営機構に報告する際に、妊産婦情報を容易に検索することができるので、事務の正確性、効率化を図ることができる。

また、Webシステムで妊産婦情報を登録することにより、1分娩あたりの

掛金が30,500円から30,000円に減額となり、年間約30万円の削減効果が期待される。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。ただし、産科医療補償制度の運営組織である財団法人日本医療機能評価機構で管理している個人情報の廃棄及び保存期間等の取扱い内容につき不明確な点があるため、そのことにつき当該機構に確認することを条件とするものである。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからオまでに掲げる措置を講じることとしている。

ア 操作を行う際には、必ず証明書である「USBキー」、パスワード等の入力が必要となる。パスワードは、登録作業または更新作業を行う特定の職員のみ伝える。

イ 「USBキー」は手提げ金庫に保管し、使用するときには「USBキー使用簿」に所属、氏名を記載して管理する。また、夜間はその手提げ金庫を警備室に預け、保管する。

ウ データ通信は安全性の高い認証局の「SSL」方式で行い、データを暗号化することにより、外部への情報漏洩を防ぐことができる。

エ データセンターでは、入退室カードによる入退室管理を実施しており、入退室のたび監視センターに情報が行き、状況をカメラによりモニターリングしている。また、ユーザID、パスワードでユーザ認証を必要とし、ユーザIDの利用期限を設けるなどのセキュリティを実施している。

オ Webシステムの運用は、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市民病院情報セキュリティポリシーに基づいて行い、Webシステムへのアクセスは藤沢市民病院医事担当事務室内に設置した1台のパソコンに限定する。また、システム利用者に対して、妊産婦情報の登録作業前に「USBキー」及びパスワードの取扱いについて注意喚起をする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上